

しんくみ はばたき奨学金

奨学生募集



今後の地域社会に有用な人材を育成支援することを目的とした修学上必要な学資金の一部を給付する**返還不要**の給付型奨学金制度です。

| | |
|------|--|
| 募集期間 | 令和5年4月3日(月) ~ 令和5年4月21日(金) |
| 給付額等 | ①給付額 年額10万円 ②給付期間 1年間 (5月~翌年3月まで11ヶ月間に分割して給付します。) |
| 募集人数 | 10名 ※応募者が募集人員を超えた場合は厳正な抽選により受給者を決定します。 |
| 受給資格 | 次のいずれにも該当する方が対象となります。 ①新潟県内の高等学校に在学の母子家庭または父子家庭等のひとり親家庭の高校生で、高校生及び保護者が当組合の営業地区内(※)に住所を有している方。 <small>※当組合の営業地区・燕市全域、柏崎市全域、長岡市のうち旧与板町、旧和島村、旧寺泊町、旧小国町、旧中之島町、旧三島町、旧越路町、旧長岡市の一部(長岡市李崎、長岡市脇川新田)、佐渡市のうち旧相川町、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村、西蒲原郡弥彦村</small> ②収入要件 高校生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人(主たる家計支持者1名)の収入が下記金額以下であること。 【給与所得者】 270万円(令和3年度又は令和4年度の源泉徴収票の支払金額、税込) 【給与所得者以外】 135万円(令和3年度又は令和4年度の確定申告書等の所得金額、税込) |
| お申込み | お申込みは、各店窓口へ提出いただくか、総務課まで郵送にてお申込み下さい。応募手続きに必要な書類は、各店窓口にて用意しているほか、当組合ホームページからもダウンロードできます。 新潟大栄信用組合 総務課 TEL0256-98-6291 (〒959-0194 燕市分水桜町1-4-14) |

新潟大栄信用組合

<https://www.niigata-daiei.shinkumi.jp>

本店0256-97-2101 与板支店0258-72-3117 和島支店0258-74-3121 出雲崎支店0258-78-2236 安田支店0257-23-2402
小国支店0258-95-2255 柏崎支店0257-24-1074 西山支店0257-48-2136 寺泊支店0258-75-3234 相川支店0259-74-2274

新潟大栄信用組合

〔令和5年度 しんくみ はばたき奨学金 募集要項〕

新潟大栄信用組合返還不要の給付型奨学金は、母子家庭・父子家庭のひとり親世帯の高校生を対象に、修学上必要な学資金等の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度として今後の地域社会に有用な人材を育成支援する目的で創設しました。
この度、令和5年度の奨学生を募集いたしますので、受給希望の方は募集要項をご確認になりご応募ください。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象になります。

(1) 対象者

新潟県内の高等学校に在学の母子家庭または父子家庭等のひとり親家庭の高校生で高校生及び保護者が当組合の営業地区内(☆)に住所を有している方。

☆当組合の営業地区

燕市全域

柏崎市全域

長岡市のうち旧与板町、旧和島村、旧寺泊町、旧小国町、旧中之島町

旧三島町、旧越路町、旧長岡市の一部(長岡市李崎、長岡市脇川新田)

佐渡市のうち旧相川町

三島郡出雲崎町

刈羽郡刈羽村

西蒲原郡弥彦村

(2) 収入要件

学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人(主たる家計支持者1名)の収入が下記金額以下であること。

| 収入要件 | 給与所得者 | 給与所得者以外 |
|------|--|---|
| | 270万円 令和3年度又は令和4年度いずれかの源泉徴収票の支払金額(税込) | 135万円 令和3年度又は令和4年度いずれかの確定申告書等の所得金額(税込) |

2. 募集人員

10名(募集人数超過時は抽選により受給者を決定します。)

〔 1年毎に受給者を決定致します。〕

〔 次年度募集時再応募可能、但し応募は1学年1回とし3回を限度とします。〕

3. 募集期間

令和5年4月3日(月)から4月21日(金)までの当組合の営業日

4. 受給者への決定通知

募集期間経過後4月末までに受給者を決定します。受給者の方には受給手続等を文書によりご連絡致します。

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

①給付額 年額100,000円

②給付期間 1年間

③給付時期 毎月21日に当組合に開設いただいた奨学生名義の口座に振込致します。(休日の場合は前営業日)尚、4・5月分は5月の給付日に10,000円を振込致します。その他の月は給付日に9,000円を振込いたします。

6. 奨学生となった者の責務

年1回9月頃を目途に就学状況レポートを提出いただきます。(別途8月頃に案内をします)

7. 奨学金の返還

この奨学金に対する返還義務は有りません。

8. 応募手続き

提出書類

①新潟大栄信用組合「しんくみ はばたき奨学金(給付型)」給付申請書

②個人情報の保護に関する同意書

内容をご確認の上、受給者ご本人並びに保護者の方の自署捺印をお願い致します。

③合格通知書又は生徒手帳の写し

④住民票謄本(原本) 住民票の世帯全員の続柄記載のもの
(発行後3ヶ月以内のマイナンバー記載のないもの)

⑤収入に関する書類

・給与所得者・・・源泉徴収票(原本)

・給与所得以外・・・《確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合》

・確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)

* 税務署の受付印がないものは、加えて市役所・町役場発行の「所得証明書」(原本)が必要になります。

《確定申告を電子申告により行った場合》

・申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)

《公的年金受給の場合》

・公的年金等の源泉徴収票

《その他》

・その他年間の収入が分かる書類

以上の必要書類を当組合窓口へご提出願います。

①・②の書類につきましては当組合ホームページからダウンロードしてご利用ください。

営業店窓口にもご用意してありますので最寄りの営業店へお立ち寄りください。

9. 奨学金の給付休止・中止について

①奨学金の休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合へ届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

②休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合は、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻して戴きます。又、復学等した場合は速やかに当組合へ届出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。

尚、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は届出がなくとも給付を休止又は中止致します。

③給付休止・中止事由

* 給付休止

✓ 受給者が休学したとき

* 給付中止

✓ 受給者が退学したとき、又は県外の高校へ転校したとき

✓ 受給者が死亡したとき

✓ 高校生(受給者)及びその保護者が当組合営業地区(☆)に住所を有しなくなったとき

✓ 母子・父子ひとり親家庭でなくなったとき

✓ 就学レポートが提出期限までに正当な理由なく未提出のとき

10. その他

応募の為に提出いただいた書類の返却は致しませんので御了承願います。

お問合せ先

新潟大栄信用組合 本部総務課

〒959-0194 新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号

TEL0256-98-6291 FAX0256-97-3750

令和5年度

新潟大栄信用組合「しんくみはばたき奨学金（給付型）」給付申請書

申請日 令和 年 月 日

新潟大栄信用組合
理事長 八子 英雄 殿

貴組合の返還不要の給付型奨学金「しんくみはばたき奨学金」の給付を受給したく下記のとおり申請致します。

| | | | |
|----------------|-----------|-----------------------------|--------|
| 申請者 (高校生本人) | フリガナ | | |
| | 氏名 | Ⓜ | |
| | 生年月日 | 平成 年 月 日 | 性別 男・女 |
| | 住所 | 〒 - | |
| | 電話番号 | 自宅・携帯 () - | |
| 学校 | 学校名 | 高等学校 科 | 学年 年 |
| 保護者 | フリガナ | 申請者との続柄 | |
| | 氏名 | Ⓜ | |
| | 生年月日 | 〔昭和・平成〕 年 月 日 性別 男・女 | |
| | 住所 | 【申請者(高校生)と同じ場合は記載不要】 〒 - | |
| | 電話番号 | 自宅・携帯 () - | |
| | 職業 勤務先 | | |

<ご注意>

- ・募集人数を超過した場合は、抽選により受給者を決定いたします。

| | |
|--|--|
| 【新潟大栄信用組合使用欄】 | |
| <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する同意書 | <input type="checkbox"/> 生徒手帳の写しまたは合格通知書 |
| <input type="checkbox"/> 住民票謄本（世帯全員の住民票で続柄記載のもの） | <input type="checkbox"/> 所得に関する書類 |

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 受付番号 | | 受付日 | |
|------|--|-----|--|

個人情報保護に関する同意書

新潟大栄信用組合給付型奨学金 申請者各位

新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号
新潟大栄信用組合

当組合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、新潟大栄信用組合返還不要の給付型奨学金の申請者及びその保護者等関係者の個人情報を、下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

記

1. 業務内容

新潟大栄信用組合返還不要の給付型奨学金の給付事業遂行に必要な業務
（申請者及び保護者の審査、決定、給付及び管理に付随する業務）

2. 利用目的

【新潟大栄信用組合返還不要の給付型奨学金への申込に伴う審査、決定及び奨学金給付等に際しての判断の為】

【新潟大栄信用組合返還不要の給付型奨学金の給付事業執行の妥当性の判断並び、業務・管理を適切に遂行する為】

以上

新潟大栄信用組合 御中

上記の利用目的の明示を受けましたので、その確認及び同意の上、新潟大栄信用組合返還不要の給付型奨学金の給付申請を致します。

令和 年 月 日

| | | |
|--------------------|----|-----|
| 申請者 本人 (高校生) | 住所 | 〒 - |
| | 氏名 | Ⓜ |
| 保護者 | 住所 | 〒 - |
| | 氏名 | Ⓜ |